



認定マーク

「子育てに優しい事業所」 の認定を受けてみませんか！

掛川市では、子育てと仕事の両立環境整備に積極的に取り組む事業所を「子育てに優しい事業所」として認定しています。認定事業所には認定証を交付し、市ホームページへの事業所名掲載や、積極的な取り組みを紹介するなど、ワーク・ライフ・バランスの一層の発展を支援します。

◆申請受付期間

令和7年8月1日(金)～11月28日(金)

※原則、申請書提出から12月19日(金)までの期間で実地確認が完了した事業所が今年度の認定審査対象となります。

◆認定要件

- ①子育てに関する支援制度が整備されていること
- ②子育てに関する支援制度を利用しやすい職場づくりに取り組んでいること
- ③職場環境の改善を推進していること
- ④掛川市内に住所を有していること
- ⑤市税の滞納がないこと など



◆申請手続き

以下の書類等をご準備の上、上記期間内に受付窓口にご提出ください。

- ①申請書
- ②チェックシート
- ③事業所の概要がわかるもの

※申請受付後、専門家(社会保険労務士)が訪問し、内容審査を行います。

※申請書類(様式)は、掛川市役所こども政策課に設置しています。

(ホームページからもダウンロードできます。)

◆認定事業所になると・・・？

- ・自社のHPや名刺等に認定マークを使用することができます!!
- ・交付式では市長より認定証の交付があり、自社の取り組みのPRができます!!
- ・市が発行する子育てに優しい事業所通信で事業所の取り組み紹介をし、広く市民に周知されます!!
- ・ハローワーク等の求人チラシでPRすることで、イメージアップが期待できます!!
- ・掛川市子育て総合案内サイト「かけっこ」のバナー広告料が1/3の価格になります!!



詳細は掛川市
ホームページを
ご覧ください。

掛川市HP



かけっこサイト

【受付窓口・問い合わせ先】

掛川市役所こども希望部こども政策課
〒436-8650 掛川市長谷一丁目1-1
電話：0537-21-1211

e-mail : kodomoseisaku@

city.kakegawa.shizuoka.jp